申立書等書式

成年後見等の申立てをするときに作成する申立書等の書式です。

	(右下の表示)
後見・保佐・補助開始申立書	1~2
代理行為目録(保佐・補助開始申立用)	3
同意行為目録(保佐人による同意を要する行為の定め申立用)	4
同意行為目録(補助開始申立用)	5
申立書附票	6~8
同意書(親族用)	9
後見人等候補者身上書(親族用)	10~11
後見予算表	12
財産目録(1)	13
財産目録(2)	14
診断書(成年後見制度用)	
診断書附票	診断書関係
診断書(成年後見制度用)を作成される先生方へ《お願い》	
本人情報シート(成年後見制度用)	本人情報シート関係
本人情報シート(成年後見制度用)の準備にあたって《お願い》	(

札幌家庭裁判所後見・財産管理センター

(2019年4月版)

		□後見・□保佐・□補助開始申立	書					
(この欄に収入印紙をはる。)								
収入印								
予納郵便		円	-					
1 1111000	, I-ves							
	家	庭裁判所御中中立人の 署名押印年月日日スは記名押印	印					
添付書	· 類							
	A TE	電話 (一 一)					
申	住所	(方)					
立	フリガナ 氏名	大正	生					
	職業	会社員・自営業・無職 勘窓生 電話 ()					
人		その他 () ラグガン 1 配偶者 2 父 母 3 子 () 4 兄 弟 姉 妹 甥 姪 おじおば						
	本人と の関係	5 その他 ()						
	本籍	都道						
		所 県 □ 申立人と同じ 〒 ー 電話 (ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー)					
本	住民票 の住所							
		加設・病院名等)					
	施設・ 病院の	□ 入所等していない〒 - 電話 (
人	入所先	〒 - 電話(- - - -)					
		大正						
	フリガナ 氏名	男・女 昭和 年 月 日 生	生					
)					
成口年申	住所		,					
成年後見人等候補者□申立人と同じ※	フリカ゛ナ							
	氏名	昭和 年 月 日 <u>年</u> 平成	生					
等同候※	職業	会社員・自営業・無職 電話 (サ 勤務先 対象先)					
者	本人と の関係	1 配偶者 2 父母 3 子() 4 兄弟姉妹甥姪おじおば 5 その他()						

※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、 成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

	●診断書から 1.2.3いずれか	1 本人について 後見 を開始するとの審判を求める。				
申	を○で囲んでく ださい。 2 本人について 保佐 を開始するとの審判を求める。					
	→ ● 保佐申立ての場合 は必要とする場合に 限り,当てはまる番 号((1)(2))も○で 囲んでください。	 (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。 (2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。 				
0		3 本人について 補助 を開始するとの審判を求める。				
趣	→ ●補助申立ての場合 は必ず当てはまる番 号 ((1)(2)) を○で	3 本人について 州の を開始するとの番刊を求める。 (1) 本人のために 別紙代理行為目録 記載の行為について補助人に <u>代理権を</u> <u>付与するとの審判</u> を求める。				
山田	囲んでください。	(2) 本人が 別紙同意行為目録 記載の行為(日用品の購入その他日常生活に 関する行為を除く。)をするには,その補助人の <u>同意を得なければなら</u> <u>ないとの審判</u> を求める。				
申	申立ての動機※ (複数選択可)	1 預貯金等の管理・解約のため 5 裁判手続のため (□訴訟□調停□相続放棄□破産) 2 保険金,年金の請求・受領のため (□訴訟□調停□相続放棄□破産) 3 不動産の処分のため 6 介護保険契約のため (□売却□賃貸借□) 7 身上監護(施設入所又は福祉サービス契約等)のため 4 相続手続(遺産分割等)のため 8 その他 []				
立						
て	上記動機に					
0	ついて具体					
理	的に記入し					
由	てください。					

【保佐·補助開始申立用】

代 理 行 為 目 録

• 7	本人が同意している必要な代理行為をチェックしてください(<u>必要最小限のものに限られます。</u>)。
• [内容については,本人の同意と必要性を確認のうえで,最終的に裁判所が決めます。
1	財産管理関係
	(1) 不動産関係
	□①本人の不動産に関する取引 (□売却 □賃貸 □担保権設定 □)
	□②他人の不動産に関する(□購入 □借地 □借家)契約の締結・変更・解除
	□③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
	(2) 預貯金等金融関係
	□①預貯金に関する金融機関との一切の取引(解約・新規口座の開設を含む。)
	□②その他の本人と金融機関との取引(□貸金庫取引 □保護預かり取引 □証券取引 □為
	替取引 □信託取引 □))
	(3) 保険に関する事項
	□①保険契約の締結・変更・解除
	□②保険金の請求及び受領
	(4) その他
	□①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続(□家賃・地代 □年金・障害手当金その
	他の社会保障給付 □その他)
	□②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続(□家賃・地代 □公共料金
	□保険料 □ローンの返済金 □その他)
	□③本人の負担している債務の弁済及びその処理
2	
	□①相続の承認・放棄
	□②贈与、遺贈の受諾
	□③遺産分割又は単独相続に関する諸手続
_	□④遺留分減殺の請求
3	身上監護関係 □①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
	□①加護契約その他の福祉リーとへ契約の締結・変更・解除及び賃用の文払 □②福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結・
	変更・解除及び費用の支払
	□③医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
	□④医療疾病疾の病院への人物に関する疾病の病院を受力が及び質力の失済 □④要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
4	
•	□①住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書等の行政機関の発行する証明書の請求及び受領
	□②税金の申告・納付
	□③登記・登録の申請
	□④本人に帰属する財産に関して生ずる訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授権事項を
	含む。) (*保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であると
	き。)
	□⑤訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。)について、当該行為につき
	訴訟代理人となる資格を有する者に対し授権をすること
5	
	□以上の各事務の処理に必要な費用の支払

※民法上、代理行為を特定するべきこととなっていますので、「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」

といった包括的代理権の付与は許されません。

□以上の各事務に関する一切の事項

【保佐人による同意を要する行為の定め申立用】

※ 同意を要する行為の定めを申し立てない場合には、この書面は不要です。

同意行為目録

- ※ 保佐が開始された場合,民法13条1項に定められた以下の1~9号については,同意権・取消権が自動的に付与されます。
 - 1 元本の領収又は利用(1号)
 - 2 借財又は保証(同2号)
 - 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為(同3号)
 - 4 訴訟行為(同4号)
 - 5 贈与,和解又は仲裁合意(同5号)
 - 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割(同6号)
 - 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺 贈の承認(同7号)
 - 8 新築、改築、増築又は大修繕(同8号)
 - 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借(同9号)
- ・上記以外の事項で、本人が同意している「保佐人の同意を要する行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)」について、具体的に記載してください (必要最小限のものに限られます。)。
- ・内容については、本人の同意と必要性を確認した上で、最終的に裁判所が決めます。

【補助開始申立用】 ※保佐開始の場合には、以下の1~9の範囲についての同意権・取消権が自動的に付与されるので、この目録は不要です。

同意行為目録

- ・本人が同意している必要な行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。) にチェックしてください(必要最小限のものに限られます。民法17条1項の規定により、1~9号すべてを選択することはできません。)
- ・内容については、本人の同意と必要性を確認の上で、最終的に裁判所が決めます。

 1 元本の領収又は利用(民法13条1項1号) □(1)預貯金の払戻し □(2)金銭の利息付貸付け □(3) 【□元本の領収または利用】(包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)
 2 借財又は保証(同2号) □(1)金銭消費貸借契約の締結(貸付けについては、1又は3にも当たる。) □(2)債務保証契約の締結 □(3)
【口借財又は保証】(包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)
3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為(同3号) □(1)本人所有の土地又は建物の売却 □(2)本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定 □(3)贈与又は寄附行為 □(4)商品取引又は証券取引 □(5)通信販売(インターネット取引を含む。)及び訪問販売による契約の締結 □(6)クレジット契約の締結 □(7)金銭の無利息貸付け □(8) 【□不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為】 (包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)
 □ 4 訴訟行為(同4号) ※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。 □ 5 贈与、和解又は仲裁合意(同5号) □ 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割(同6号) □ 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認(同7号)
□ 8 新築、改築、増築又は大修繕(同8号) □ 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借(同9号)

申 立 書 附 票

この書面は、申立書を補充するものです。あてはまる項目の□にチェックし、空欄には自由に 記入して、申立書と一緒に提出してください。秘密は守られますので、ありのままをお書きくだ さい。

	記入者氏名
2.	本人は家庭裁判所に同様の申立てをしたことがありますか。
3	本人の能力,現状について,あてはまるものに「○」,あてはまらないものに「×」,そ
	一本人の能力、現状について、めてはよるものに「○」、めてはよりないものに「^」、そ の時々で違う場合には「△」をつけてください。
	いずべて 産ノ‰日には「△」をついて、たさい。 < 本人自身が申し立てる場合及び診断書で遷延性意識障害(植物状態)又はこれに準ずる重
<u> </u>	第な意識障害に医師のチェックがある場合は、この欄に記入する必要はありません。
	【日常動作について】
	() 介助なしで移動, 食事, 排泄ができる () 呼びかけたら視線を向ける
	() 意味のある言葉を発する
	【見当識等について】
	() 名前が分かる () 生年月日が分かる
	() 家族と他人とを識別できる () 昔のことを覚えている
	() 直近の食事の内容を覚えている () 今日の日付が分かる
	() 簡単な質問に答えたり、質問したりすることができる
	【日常生活について】
	- () 1人で買物(お釣りの計算も)ができる () 不必要な訪問販売を断れる
	() 生活費や小遣いのやりくりができる () 自分の財産の内容を把握している
	()役所や銀行等で各種手続を行える
1	本人の略歴を簡単に記入してください。※人数はすでに亡くなった方も含め数えてください。本人は人きょうだいの番目です 主な経歴(最終学歴,職歴,これまでの生活状況(居住地,婚姻等など)
9	
	3
4	t 」~八刄八 (刑姓よく~/」,炯四くない丁, 食丁で白以て/

1 発症の時期 □ 出生時から	
年月頃 病名 2 通院,入院,施設入所等の経過	
6. 本人の現在の生活状況はどのような状態ですか。	
□ 自宅において1人で生活している	
介護の有無	
□ 家族が訪問するなどして介護している	
□ 介護サービスを受けている	
(要支援状態,要介護状態 区分 1.2.3	3. 4. 5)
□ 特に介護を受けていない	
□ 自宅または家族の住居で家族と一緒に生活している	
同居者名 本人との関係	
□ 病院,老人ホームなどの施設に <u></u> 年 <u>月から</u>	
施設,病院の名称 所在地 <u>〒</u>	
電話 () —	
主治医 先生 (科) 担当	当職員 さん(職名:)
護師長等の名前と肩書きをご記入ください。	
面会 □ 候補者 □が □ 週 □	□ 月回程度
7. 本人の資産、収入の管理状況についてお知らせくださ	V) ₂
本人の財産の管理は、主に次の者が行っています	
□ 申立人 □ 候補者(申立人以外が候補者になっ □ 病院,施設 □ それ以外の親族	っている場合) □ 本人自身 □ その他()
8. 候補者が成年後見人等にふさわしい理由をお書きくだ を希望する場合は、その事情や理由)	さい。(弁護士などの専門家後見人
□ 本人と同居中 □ 他に適任者がいない □ 親加	をと協議の結果
□ すでに本人の財産を管理している	A C IMA BA - 2 THE 2 IK
□ その他(以下具体的にお書きください。特に親族間で 情をご記入ください。)	意見の不一致がある場合は, その事
117 2 2 1107 (72 2 7 8 7	
9. 成年後見人,保佐人又は補助人の候補者に対する本人の	の意向はどうですか。
□ 候補者が選任されることに賛成している	
□ 候補者が選任されることに反対している	
□ 意向がわからない (理解できない場合を含む)	
□ その他	

5. 本人の病歴を簡単に記入してください。

概ね連絡が取れる時間帯______時頃 □ 自宅 □ 勤務先(勤務先名: 電話番号: 裁判所であることを □ 名乗ってもよい □ 名乗らないでほしい □ 携帯電話等() *家庭裁判所から連絡する場合の留意事項 11. 本人が、現時点でお亡くなりになった場合に相続人になる方を配偶者、親、子、兄弟姉妹 の範囲で氏名等を記載してください。そして,下記に記入した親族全員に申立書等書式にある 「同意書(親族用)」を書いてもらってください。書いてもらえない親族がいる場合は以下の 記入欄にその理由を記載してください。 ※ 裁判所では同意書のない親族に対し、ご意向を確認する場合があります。 氏名______続柄 年齢 住所] ▼この申立てについての意向 □ 同意書あり □ 同意書なし(以下にチェックと理由を記載する) □ この申立に反対(理由: □ 知らせてない(理由:) □ 不明(理由:) 氏名_______続柄____ 年齢_____住所〒 ▼この申立てについての意向 □ 同意書あり □ 同意書なし(以下にチェックと理由を記載する) □ この申立に反対(理由:) □ 知らせてない(理由:)□ 不明(理由: 氏名______続柄____ 年齢____住所〒__ ▼この申立てについての意向 □ 同意書あり □ 同意書なし(以下にチェックと理由を記載する) □ この申立に反対(理由: □ 知らせてない(理由:)□ 不明(理由:) 氏名______続柄____ 年齢____住所<u>〒</u>__ ▼この申立てについての意向 Tel □ 同意書あり □ 同意書なし(以下にチェックと理由を記載する) □ この申立に反対(理由:))□ 不明(理由:) □ 知らせてない(理由: 氏名_____続柄___ 年齢____住所<u>〒</u>___ ▼この申立てについての意向 □ 同意書あり □ 同意書なし(以下にチェックと理由を記載する) □ この申立に反対(理由:)) □ 不明(理由: □ 知らせてない(理由:)

10. あなたへの平日昼間の連絡先(確実に連絡がつく連絡先を記入してください)

※ 欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使ってください。

※ 申立人の方へ「*本人の氏名」「*候補者の氏名」を記入のうえ、同意書をもらってください。

※ もらう相手が複数の場合はコピーしてお使いください。

同意書(親族用)

札幌家庭裁判所 御中

私は、後見(保佐・補助)の手続について、次のことに同意します。

- 1 本人(**本人の氏名)について,後見(保佐・補助)開始の審判 をすること
- 2 本人の成年後見人(保佐人・補助人)に,候補者である(*_{候補者の氏} 3)または家庭裁判所の選任する専門職等の第三者が 就職すること

年	月	日				
	氏		名_			(P)
			*必	ず同意者自身か	ぶ署名,押印して	ください。
	生	年 月	日	年	月	日
	本	人との約	続柄			
	住		所			
	電	話 番	号	_	_	

*訂正をした箇所がありましたら、訂正箇所に押印してください。

成年後見制度は,本人(認知症,知的障害,精神障害,発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方)に代わって本人の権利を守る援助者(成年後見人等といいます)を選ぶものです。成年後見人等は,病院や施設との契約などの身上監護や,預貯金の管理,不動産の管理・処分などの財産管理について,様々な権限を有すると同時に責任や義務を負います。

成年後見人等は、親族から選ばれることもあれば、弁護士や司法書士等の専門職の第三者が 選ばれることもあります。これらの人選は、関係者の意見を聴いた上で、**裁判所が職権で決定しま** す。したがって、人選に不満があっても、その人選についての不服の申立てはできません。

この同意書は、今回の申立てに際して、あらかじめ関係者のご意向を確認するものです。同意書の提出に応じられた方については、原則として裁判所から改めて意向照会は行いません。

後 見 人 等 候 補 者 身 上 書 (親族用)

この書面は、裁判所が後見人等候補者のことを知るために必要なものです。必ず、<u>候補者ご自身で記入し</u>、申立書と一緒に提出してください。なお、欄内に書ききれないときは、A4の用紙を利用してください。

1 経歴		_人きょうだ\ 						
2 現在の職業□無職	2 所在地 3 勤続歴	仕事の内容	は職名(さ 時間			(電話)
3 家族構成	氏名			(年	月	日生	, 歳)
※ 候補者本人は記 入を省略して構い	続柄	同居・別居	(住所)	職業	
大を旬略して構いません。※ 年齢は,提出日	氏名			(年	月	日生	, 歳)
における満年齢を 記入してください。	続柄	同居・別居	(住所)	職業	
	氏名			(年	月	日生	, 歳)
入してください。※ 住所は, 市町村	続柄	同居・別居	(住所)	職業	
名までで結構です。※ 職業は, 仕事の	氏名			(年	月	日生	, 歳)
内容がわかるよう に記入してくださ	続柄	同居・別居	(住所)	職業	
V)°	氏名			(年	月	日生	, 歳)
	続柄	同居・別居	(住所)	職業	
4 経済状況 ※ 主たる収入・資産の名義が配偶者の場合はそれらを含めて記入してください。	2 □ 3 □ □ 本貸保 がまから金産宅宅 なの宅の証の係関 の関 2 □ □ 本 1 を 1 を 1 を 2 を 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	合計 以 し負ロ他債金 系 り 場では、	責にりる 事棟 種担りり 2 2 4 5 6 7 8 9 9 10 10 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10 10 10 10 11 12	一 円 (宅地 万 機)・ 横)・ (定契)	□ 有価証 筆,田畑 開産提払 関係 は具体 に具体 に具体 に関	券	平価総額 筆, その (責) を では、ここで を では、ここで では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	万円) D他 筆) 万円) 3 立替など]あり]あり

1 あなたはこれまでに、家庭裁判所において、法定代理人(未成年後見人、成年後見人、規権者等)を免ぜられ、又は保佐人、補助人を解任されたことがありますか。 □ ある □ ない 2 あなたは、これまでに破産手続開始決定(破産宣告)を受けたことがありますか。 □ ある □ ない 3 あなた又はあなたの親族(配偶者、子、孫、父母、祖父母)が、これまで本人との間で訴訟や調停をしたことがありますか。 □ ある □ ない 7 本人との身分 関係、生活関係 等 □ 配偶者 □ 子 □ 父母 □ 兄弟姉妹 □ その他()
関係,生活関係 等
8 今後の方針, 計画 1 身上監護 □ 現状維持 □ 以下のとおり,身上監護の状況を変化させる予定がある(現在の病院・施設からの転院・転所,また,入院・入所,退院・退所等の予定があれば,具体的に記入してください。) 2 財産状況 □ 現状維持 □ 以下のとおり,財産状況を変化させる予定がある(多額の出費や不動産の処分等を予定している場合は,具体的に記入してください。)
上記のとおり回答します。 年月日 氏名 印
〒 住所 電話日中可能な連絡先(□自宅 □携帯 □勤務先 □その他) 電話

後 見 予 算 表

※以下①~⑮の金額を「月額」「年額」をもれなく記入し<u>金額の確認できる資料のコピーを以下の順番で</u> 用意してください。受付当日、記入金額をコピーで確認します。

本人氏名	作成者氏名

1 定期的な収入

	年金、給与、家賃収入等	月額	年額	管理状況等	※必要な資料
1		円	円		収入金額の確認できる <u>通帳以</u> 外のコピー(通知ハガキ、契約
2		円	円		書、給料明細など)。年金が2ヶ月分支給される場合は総支給
3		円	円		額を2で割り月額を記入。月額 に12を掛けて年額を記入。小 数点以下切捨。
4		円	円		· 双点及下列后。
	合計 (A)	円	円		

2 定期的な支出

	種	類	月額	年額	管理状況等	※必要な資料
日常的		完費・施設費	円	円		最近3ヶ月分の請求書のコピー。月額はその平均額。年額は月額に12をかけて記入。
	� 等)	寮費(薬代	円	円		同上
的な支出	⑦ 住馬等)	B費(家賃	円	円		家賃のわかる契約書のコピー。
出出	8 生	活費	円	円		
			円	円		
	9 健	康保険料	円	円		通知書コピー必要。年額を12で割り月額を記入。小数点以下切捨。
	100 介	護 保 険 料	円	円		同上
公租公	① 所	得 税	円	円		同上
公課	12 市	• 道 民 税	円	円		同上
	13 固元	主資産税・都 計 画 税	円	円		同上
			円	円		
14)	後見事		円	円		
	保そ	険 掛 金	円	円		保険証券のコピー必要。
15	で の 他		円	円		
	LIF.		円	円		
	合計	. (B)	円	円		

毎月の収支は(A)-(B)	
□黒字□赤字	円

財産目録(1)

※以下も記入のうえ金額を確認できる資料のコピーを上から順番に用意してください。

作成者氏名

本人氏名

1 預貯金 **(※それぞれ通帳**の<u>コピーが必要</u>)

_					
	金 融 機 関 名 (本支店名も記入)	種類	口座番号	金額 (残額)	管理状況等
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
(5)				円	
	預貯金額合	計		円	
2	保険等(生命·損害保険等)	(※それそ	デれ証券の <u>コピ</u> ー	- が必要)	
	保険会社名	種類	保険証券番号	保険金額	管理状况等
1				円	
2				円	
	保険金額合	計		円	
3	不動産 (※法務局の<u>登記簿</u>朋	*本が必要	要)		
	所在地・地番		地目·種類	固定資産評価額	管理状況等
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
(5)				円	
4	負債(※請求書等金額のわれ	る書面の	<u>コピーが必要</u>)		
	種類・債権者	氏名等		債務額	管理状況等
1				円	
2				円	
5	その他 (株・債券・現金等)	(※現金以	人外は金額のわか	いる書面の <u>コピーが必要</u>)	
	種類等	į.		金額	管理状況等
1				円	
2				円	
3				円	
					13

財産目録(2)

6 本人が相続分を有する遺産(ある場合に記入してください。)

(※ 金額のわかるコピーが必要。不動産は登記事項証明書(不動産登記簿謄本)も必要)

	遺産の種類(不動産は所在・地番を, 預貯金は金融 機関名, 口座番号等を記入してください。)	金額	管理状況等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
(5)		円	
	合計	円	
Ž.	去定相続分の総額(本人の相続分は 分の)	円	

(以下の欄は、財産目録(1)で書ききれなかった場合にご使用ください。)

(※ 金額のわかるコピーが必要)

_			
	種類等	金額	管理状況等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	

 種類等
 金額
 管理状況等

 1
 円

 2
 円

 3
 円

 4
 円

 5
 円

 6
 円

診 断 書 (成年後見制度用)

(表 面)

1	氏名			男 • 女	-
'	Д	年	月		
	住所	4	Л	口土(际交/
	1生7月				
2	医学的診断				
	診断名(※判断能力に影響するものを記載してください。	.)			
	INDITE (WINDINGS TO A CONTRACT) /			
	所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連:	する既往	主症・合併:	症など)	
	各種検査				
			年	月 日実施)	□ 実施不可)
	MMSE (□ 点(年 月	月 日実施)	□ 実施不可)
	脳の萎縮または損傷の有無	L1-7. >	1. 7	, - 1,1, 1, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	□ あり ⇒ (□ 部分的にみられる □ 全体的□ なし	引こみら	れる L	」 者しい し	」 美他 个 可)
	知能検査				
	その他				
	短期間内に回復する可能性 □ 回復する可能性は高い □ 回復する可能性は低	μι ν		\c_+a\	
	(特記事項)	<u> </u>	□ /J/ ₂	, 040.	
3	判断能力についての意見				
] 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し	ノ,判断	することが	難しい場合があ	ある 。
] 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し	ノ,判断	することが	できない。	
	〕 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判	断する	ことができ	ない。	
〔意	意見)※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してく	ください	' °		

判定の根拠		
(1) 見当識の障害の有無		
□ あり ⇒ (□ まれに障害がみられる □ 障害がみられ	しるときが多い □ 障害が高度)	
ロなし		
)
		J
(2) 他人との意思疎通の障害の有無		
□ あり ⇒ (□ 意思疎通ができないときもある □ 意思	神通ができたいときが多い	
□ 意思疎通ができない)	が悪い。くらなからことがあり。	
□ なし		
		`
		J
(3) 理解力・判断力の障害の有無		
	和英小手() 口 明昭()(昭英)	
□ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり	性受は里い 口 问起が顕者)	
_ ロ なし		,
		J
(4) 記憶力の障害の有無		
	和克达美, 口 明明 (3年本)	
□ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり	程度は重い 口 問題が顕著)	
_ □ なし		,
		J
		-
(5)その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項	[等があれば記載してください。)	
		Ì
参考となる事項(本人の心身の状能・日堂的・社会的な生活状況)	等)	J
参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等	等)	J
参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等	等)	J
		J
参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等 ※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった		J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載	: :してください。)	J
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった	:	J
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。	: :してください。)	
※ 「本人情報シート」の提供を 口 受けた 口 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載	: :してください。)	J
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には,その考慮の有無,考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。	: :してください。)	
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。 病院又は診療所の名称・所在地	: :してください。)	
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には,その考慮の有無,考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。	: :してください。)	
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。 病院又は診療所の名称・所在地 担当診療科名	: : :してください。) 年 月 日	
※ 「本人情報シート」の提供を ロ 受けた ロ 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載 以上のとおり診断します。 病院又は診療所の名称・所在地	: :してください。)	

- 【医師の方へ】 ※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (http://www.courts.go.jp/koukenp/) からダウンロード
 - ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。
 - ※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によ って医師による鑑定を実施することがあります。)。

診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された医師に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お 手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、成年後見制度においては、**審理に当たって鑑定を行う必要があるとき、鑑定を引き受ける医師が見つからないと、手続きが進められませんので、**精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいだたいております。

	今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、 鑑定を担当できる。 (2以下にもご回答ください) 鑑定を担当できない。(以下にもご回答ください)] 鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。 氏 名: 所属病院: 連 絡 先:住所 電話番号)
(以	下は, 鑑定を担当していただける場合にご回答ください)	
(1) (**) (2)	実際の鑑定に関して 鑑定費用について Sおむね <u>5万円以下</u> (税,文書料等込み)でお願いしております) 「万円で担当する。 「万円で担当する。 「その他(<u>ウン</u> 扱う
(医	は判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。 医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります) 医師に直接 医師以外 氏名: 所属: 電話: () 郵便送付先:	
	* 連絡方法に関して注意事項があればお書きください。	

* なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に改めて文書にて差し上げ

ます。

診断書関係

診断書(成年後見制度用)を作成される医師の方々へ《お願い》

日ごろ、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解 を賜り、厚く御礼申し上げます。 表面 (家庭裁判所提出用) 今回,成年後見制度を利用するために,先生に成年後見制 診 断書(成年後見制度用) (表面) 度用の診断書を作成していただくよう依頼があったと思いま 月 日生(住所 すが, 診断書作成にあたっては左記の様式を使っていただ き、「成年後見制度における診断書作成の手引」(「後見 診断名(※判断能力に影響するものを記載してください。) ポータルサイト」 (http://www.courts.go.jp/koukenp/) \rightarrow 「手 続案内及び各種書式 | からダウンロードできます) を参考に してください。 各種检查 あわせて,診断書附票の記載もお願いします。診断書附票 MMSE (点(年 月 日実施) 口 実施不可) は、鑑定引き受けの可否等についてお聴きするものです。 た だし、全件につき鑑定を実施するとは限りません。 知能検査 迅速な審理促進のためご協力をよろしくお願いします。 短期間内に回復する可能性 □ 回復する可能性は高い □ 同復する可能性は低い □ 分からない 判断能力についての意見 □ 契約等の意味・内容を自ら理解し □ 支援を受けなければ 契約等の管理 3 判断能力についての意見 □ 支援を受けなければ、契約等の意味 □ 支援を受けても、契約等の意味・内 □ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。 ⇒判断能力が十分見込めます (意見) ※ 慎重な検討を要する事情等 □ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 ⇒補助相当 □ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒保佐相当 □ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒後見相当 裏面 (意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。 家庭裁判所提出用 判定の根拠
(1) 見当識の障害の有無
 □ はれに障害がいられる □ 障害がいられるときが多い □ 障害が高度)
 □ なし □ あり ⇒ (□ 意思疎通ができないときもある □ 意思疎通ができないときが多い□ 意思疎通ができない) □ *t*;1. 診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成 (3) 理解力・判断力の障害の有無 □ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり程度は重い □ 問題が顕著) □ なし した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本) 人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況 □ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり程度は重い □ 問題が顕著) 等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただ くために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。 「本人情報シート」の提供を受けた場合には、左記の「□ 受け 参考となる事項 (本人の心身の状態 日常的・社会的な生活状況等) た」に☑ (チェック) してください。 ※ 「本人情報シート」の提供を □ 受けた □ 受けなかった (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。) なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作 成者にお尋ねください。 以上のとおり診断します。 病院又は診療所の名称・所在地 ※ 依頼者に診断書を交付する際には、合わせて「本人情報シート」も返還して 担当診療科名 いただくようお願いします。 担当医師氏名 EO 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (http://www.courts.go.jp/koukenp/) からダウンロート きます。 参考となる事項側にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する影響を行う罪の補助資料として、 人の介護・福祉担当者が相対だっちシートです。提供があった場合は、影響への活用を御練材ください。 家庭教師門は、影響を含む申立べから発出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事業によ て医師による鑑定を実施することがあります。)。

本人情報シート(成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、 家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。 また、本人の介護・福祉を担当している方によって作成されることを想定しています。

	作成日 年 月 日
本人 氏 名:	作成者 氏 名: 印
生年月日: 年 月 日	職業(資格):
	連絡先:
	本人との関係:
	本人との関係:
1 本人の生活場所について □ 自宅 (自宅での福祉サービスの利用	□ あり □ なし)
□ 施設等	
→ 施設等の名称	
住所	
ши	
2 福祉に関する認定の有無等について	
□ 療育手帳・愛の手帳など (手帳の) □ 精神障害者保健福祉手帳 (1 · 2)	
	について介助が必要 口 介助の必要はない 加的対応が必要な場合は,その内容等)
(2) 認知機能について 日によって変動することがあるか: 口	± U □ +> L
ロによりて変動することがめるが、ロ (※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下の	
ア 日常的な行為に関する意思の伝達に	
□ 意思を他者に伝達できる □	ときどき伝達できる
□ ほとんど伝達できない □	できない
イ 日常的な行為に関する理解について	
□ 理解できる □	理解できない場合がある
	理解できない
ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶	
	記憶していない場合がある
□ ほとんど記憶できない □	記憶できない
	1/2 本人情報シート関係

	エ 本人が家族(親,配偶者,子供,兄弟・姉妹)を認識できているかについて ロ 正しく認識している ロ 認識できていないところがある ロ ほとんど認識できていない ロ 認識できていない
(3)	日常・社会生活上問題となる精神・行動障害について □ 問題となる行動がある □ 問題となる行動がときどきある □ 問題となる行動はほとんどない □ 問題となる行動はない (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)
(4)	外出頻度について □ 週1回以上 □ 月1回以上 □ 月1回未満
(5)	日常の意思決定について □ できる □ 特別な場合を除いてできる □ 日常的に困難 □ できない
(6)	金銭の管理について □ 本人が管理している □ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している □ 親族又は第三者が管理している (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)
4 4	大にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※ 課題については,現に生じているものに加え,今後生じ得る課題も記載してください。)
	『庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識 申立てをすることを知っている。 □ 申立てをすることを説明しておらず,知らない。 申立てをすることを説明したが,理解できていない。 沈年後見制度の利用に本人が反対している場合には,その理由・背景事情等)
6 2	大にとって必要と考えられる後見事務の内容等(※御意見があれば記載してください。)

本人情報シート(成年後見制度用)の準備にあたって《お願い》

この「本人情報シート(成年後見制度用)」(以下、単に「シート」といいます)は、職務上の立場から本人を日頃より支援している福祉関係者の方に、本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。本人の判断能力等に関して医師が診断書を作成する際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出いただく書類になります。

※ シートの記載内容により、作成者および本人に不利益などが生じるものではありません。

『申立人』の方へ

本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方(例えば、ケアマネージャー(介護支援専門員)、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど)に作成を依頼していただくようお願いします。仮に、そのような福祉関係者の方がいない場合には、本人の状況を把握している関係者のうち、介護士などの福祉・介護の専門的知識を有する方に協力していただくことも考えられますが、シートが準備できない場合でも診断書の作成を依頼することはできます。

また、診断書の作成を医師に依頼する際には、シートのコピーをご準備いただき、コピーを手元に保管した上でシートの<u>原本</u>を医師に交付してください。シートの<u>コピー</u>(医師から原本が返還された場合には原本でも可)は医師から交付された診断書及びその他申立書類一式とともに裁判所に提出してください。

※ このシートは診断書作成医が参考にする資料ですので、医師への診断書作成依頼前にご準備いただくようお願いします。

シートを作成いただく『福祉・介護関係者』の方へ

完成したシートについては,直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく,作成を依頼した方(申立人)にお渡しください。

※ 「本人情報シート」の作成方法等については、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」(「後見ポータルサイト」(http://www.courts.go.jp/koukenp/) \rightarrow 「手続案内及び各種書式」からダウンロードできます)をご活用ください。

【本人情報シート作成・提出の流れ】



札幌家庭裁判所 後見・財産管理センター (お問い合わせ先 011-221-7410)